平成２２年（フ）第２５号
島根県益田市東町34番49号
債務者　山根　秀介
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第３４号
島根県益田市高津６丁目４番22号
債務者　松山　貴之
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第６４７号
東京都板橋区坂下３丁目５番17―804号
債務者　高畠　貴夫
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６９３号
東京都調布市菊野台１丁目５番地24菊野台コーポ205
債務者　伊藤　伸男
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７１６号
東京都杉並区阿佐谷北２丁目22番９号ハイツ吉越102
債務者　前田　泰孝
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７４５号
東京都羽村市羽東１丁目31番６号都営羽東１丁目アパート105
債務者　神澤みどり
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２８１号
静岡県磐田市草崎2065番地１　カーサヴェルデＡ―202号室、前住所静岡県磐田市東貝塚170番地２　コーポ鈴木103号
債務者　南谷　千恵
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３２２号
静岡県浜松市西区大人見町1500番地の99
債務者　大乗真智子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
静岡県浜松市中区上島７丁目11番９号　スクランブル２Ｆ
債務者　川崎　裕晃
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７１３号
東京都青梅市千ケ瀬町２丁目262番地の18
債務者　飯島ミヨ子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７２６号
東京都青梅市千ケ瀬町２丁目262番地の18
債務者　飯島　政夫
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２５６号
相模原市中央区星が丘４丁目２番39号　センチュリー星ヶ丘№２―103
債務者　増子　達志
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第８６号
沖縄県うるま市字高江洲819番地　冨里アパート303
債務者　崎原　笑子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第６０号
静岡市葵区音羽町23番１号
債務者　山田　英一
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４５号
静岡県静岡市葵区俵沢68番地の１
債務者　安本　卓馬
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部